

審議内容

1. 開会

事務局 委員の出席状況を報告いたします。

本審議会の委員総数は10名でございます。

本日は10名全員の委員にご出席いただいておりますので、城陽市上下水道事業経営審議会規定第4条第3項の規定によりまして、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

会長 委員の皆さん、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。只今より第4回の城陽市上下水道事業経営審議会を開催させていただきます。

まず、本審議会の公開、非公開についてでございます。

本日の案件は次第にもありますように、財政検討部会から、城陽市水道事業ビジョンを実行あるものとするためにという、部会から検討結果の報告がございます。

ご承知のとおり、財政検討部会につきましては、新水道ビジョンで示す施策を進めるためにも、料金体系を含めた財政的な裏づけに、検討を集中的専門的に行うために、平成30年2月22日の審議会において設置したものでございます。

また、財政検討部会では、財政的な裏づけについて、財政推計に基づく適正な料金水準の検討等、内容が機微に触れる論点が議題となることから、十分な議論を行うために非公開として開催してきたものでございます。

従いまして、本日の報告の内容は、部会において審議されてきたものでございますが、審議会として、オーソライズされたものではございませんので、本日の会議は非公開として取り扱わせていただきたいと考えておりますが、委員の皆さま、ご意見はございますでしょうか。

一同 異議なし。

会長 本日の会議は非公開とさせていただきます。

それでは、次第に基づきまして会議を進行いたします。大喜多公営企業管理者職務代理者からあいさつをお願いいたします。

審議内容

2. 管理者職務代理者あいさつ

管理者職務代理者 あらためまして、おはようございます。公営企業管理者職務代理者の大喜多でございます。

本日は大変お忙しいなか、上下水道事業経営審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

副市長の今西でございますが、本日、他の公務により欠席ですので、私が代わりましてごあいさついたします。

本審議会につきましては、昨年の8月22日に城陽市水道事業ビジョンの策定について諮問し、これまで3回の会議を重ねてまいりました。

この間、委員の皆さまのご熱心なご議論をいただき、城陽市水道事業ビジョンを取りまとめ、平成30年6月15日から7月31日までの間にパブリックコメントを実施したところでございます。

また、城陽市水道事業ビジョンを有効なものとするため、事業実施の裏づけとなる、財政面を検討するために平成30年4月に財政検討部会を立ち上げ、これまで3回の審議を重ねてまいりました。

本日の会議は部会での審議結果が取りまとめられたことから、審議結果についてご報告をしていただくこととなっております。

答申に向けた1つの区切りと考えておりますことから、委員の皆さま方の活発な議論をお願いしたいと思っております。

本日はよろしく願いいたします。

会 長 議事次第に基づいて進行させていただきます。

次第3の議題に移ります。まず、①のパブリックコメントの結果についてでございます。

事務局よりご報告をお願いいたします。

事 務 局 失礼いたします。

会長からパブリックコメントの結果について、というお話があったんですけども、6月から9月にかけて地震、大雨による災害が発生しておりますので、その概要を簡単に報告させていただきたいと思っておりますので、お時間をいた

審議内容

だきたいと思います。

まず、6月18日の大阪北部地震に関する報告でございます。

本市につきましては、水道に関しましては、本管の漏水事故等はありませんでした。

宅内の漏水が当方に連絡あったもので把握できているもので4件程度というところでございました。

ただ、地震によりかなり揺れたというところもございしますので、やはり水道管内に付着した鉄サビ等が浮遊して濁りが発生したという状況がございします。

濁りの発生場所につきましても、市の中部から北部にかけて比較的広範囲に及びましたが、箇所は点在したような状況でございまして、比較的短時間で解消させていただきました。

施設面に関しましては、やはり震度が強かったということがございまして、発生と同時に各警報が鳴り響きまして、施設点検も実施しながら、順次復旧させていったというところでございます。

導水管のほうも、濁りが発生したところがありました。自然ろ過池は濁りに弱いものでございしますので、この第3浄水場の自然ろ過の系統において、一時停止したという状況でございします。

私どもが受水いたしております府営水道につきましては、宇治と乙訓の浄水場において、緊急遮断弁が作動いたしまして、送水停止となりました。

復旧のほうは宇治系が15時ぐらいまでかかったんですが、幸い私ども自己水がありましたので、直接影響はございませんでした。

下水道に関しましては、特に異常はございませんでした。

またご存じのところはあるかと思いますが、近隣の状況といたしましては、府営水道は先ほど申しましたように、緊急遮断弁が作動して、5つの市町で給水停止というふうな状況になりました。

大山崎町では比較的多くの断水が発生しまして、給水車が5台ほど派遣されたところでございします。

府内の市町村の水道のほうでは、濁水とか漏水等が多数発生しているところ

審議内容

がございました。

大阪では、新聞報道等で報道されていたところがございます、大阪広域水道の企業団の送水管が破損し、同企業団からの受水を大部分占めてる高槻市、箕面市に影響がかなり出ておりました。

また本市の給水応援に関しましては、大山崎町への応援給水については、近隣市町で行われましたので、本市につきましては、高槻市より依頼を受けまして、応援給水に向かいましたが、着く途中で解消されたということで、そのまま帰ってきたというふうな状況でございました。

続きまして、7月の西日本豪雨災害に関してでございますが、城陽市の上下水道に関する被害はございませんでした。

府内の北部地域の5市1町において被害が発生し、比較的規模は小さいものでありましたが、山間部で取水をされているというところがありまして、河川の濁水等による土砂の堆積とか、水管橋の破損とかいうことで、断水戸数は最大で1,580戸発生しておりまして、1週間程度で解消したというところがございます。

比較的長い期間、被害がありました中国・四国地方のほうでございますが、城陽市といたしましては、7月13日から20日までの8日間、広島県の尾道市に給水車を1台派遣し、給水応援を行ったところでございます。

尾道市への給水応援は、日本水道協会の近畿ブロック、九州ブロック、中四国ブロック、県支部の16の自治体及び自衛隊が行ったところでございます。

子どもが活動したのは主に病院、老人施設等の受水槽に直接給水を行うものでございました。

尾道市自体は県営水道からの受水が約94%と多く、その県営水道の施設が破損したことが、今回の断水の原因になったものでございます。

続きまして台風21号、9月4日の被害の関係ですが、ご存じのとおり、比較的長いあいだ、停電が起きました。本市も短時間ではありますが、停電がありまして、各施設、特に井戸、取水井戸の関係ですね、あと連絡弁等、電気を使っているものがありますので、そのへんの関係が、停電でダウンしたという

審議内容

ところでございますが、復電後、すぐ現場操作で復旧いたしましたので、断水等の被害は生じませんでした。

施設関係では、地震のときと同じような感じで、比較的規模は少なかったんですが、センサーの異常等発生したところでございます。

あと、この庁舎の建物関係で一部、ひさしの化粧カバーが飛散したというふうな状況もございます。

施設内では、倒木関係で、数本の木が倒れて切り倒したというところでございます。

断水につきましては、集合住宅のところでポンプアップしているところがございまして、停電により水が送れない、結果断水したというものが報告されているところでございます。

応援給水につきましては、お隣の宇治田原町のほうは停電が長引いたということで本市から1台給水車を出して応援したところでございます。

最後になりますが、北海道胆振東部地震の関係でございます。

こちらのほうですね、本市に対する被害は当然ございませんでしたが、北海道では甚大な被害が発生したところでございます。

まず土砂崩れによる家屋倒壊、火力発電所の発電停止による停電ですね、ブラックアウトとかいう状況ですね、それと各ライフラインの損壊等がございました。

水道関係で申しますと、断水に関しましては、不明及び家屋等の損壊地域を除きまして、北海道内の45市町村において断水が生じ、最大で5万7千数百件という断水が発生したところでございます。

これにつきましては、電力の復旧、水道管の復旧等によって、9月27日現在においては、2町において258戸が断水中という、ここまでの情報しか入っていないんですけど、そういう状況でございます。

応援給水につきましては、道内の自治体、及び自衛隊が実施したもので、他の地域への給水応援は依頼されておらず、9月の27日をもって、現地の対策本部は解散となっているような状況でございます。

審議内容

以上、報告させていただきます。

3. 議題

①パブリックコメントの結果について

事務局 それでは、次第パブリックコメントの結果についてご報告申し上げます。

《事務局より「資料番号3パブリックコメント実施状況調査票」及び「第3回城陽市上下水道事業経営審議会意見集約」、「城陽市水道事業ビジョン（案）に対する意見（パブリックコメント以降）」に基づき説明》

会長 パブリックコメントとしては市民からのご意見はございませんでしたが、委員からいただいた意見がございまして、本編の策定の趣旨等に記載する本市の水道事業を取り巻く環境の変化について修正しております。

新水道ビジョン本体に影響のあるものではなかったことから、私の判断により修正をしております。

新水道ビジョンとして、今ご説明ありましたが、何か委員の皆さまからご意見ございますでしょうか。

委員 1点だけちょっと。最初の年号の話ですね。資料の説明のことから、継続していくために今まで平成年度で説明されてこられて、実際、国民感覚からすると平成31年度で終わるってわかっているわけですね。

平成32年度を使うのにどうかっていうのがあると思うんですけど、それを変わると、年度の比較ができなくなって、急に西暦になると非常に説明としてわかりにくくなったりするっていうのは、この間いろいろなところでも問題とか、意見が出てきているところなんです。

1つのこの平成年度でこれから説明されていくとしたら、平成は32年がないっていうのは、みんな承知して平成32年を使うわけですので、資料のどこかに「平成年度で便宜的に説明する」という、そういう注釈が必要ではないかと思うんです。

この秋のある会合で、平成年度で説明をしていかざるを得ないことがあって、平成38年とか平成39年とか説明するわけですけど、聞く人によっては、何それって人もいると思うので、最初に「平成年度で便宜的に説明をさせてい

審議内容

ただきます」ということをお断りして、説明をしたことがありました。

いろんな意見があると思うんですけど、もし平成年度で説明される場合にはそういう注釈をつけることで、ご理解いただいたらどうかと思います。

会 長 事務局いかがですか。

事 務 局 そのような形で対応していきたいというふうに考えます。

会 長 そのほか、何かご意見ございますでしょうか。

委 員 今年の災害のご報告で、企業のほうもそうなんですけど、災害の形がどちらかという、地震に対してっていうイメージがありますが、長期停電に対する対応について、たぶんできてると思うんですけど、どうなっているのか確認させてください。

送水側と受ける側があると思うんですけど、受ける側は、一軒家とかマンションで条件が違うのでいいんですが、送水側が暴風等による長期停電によって止まるということが、今後考えられるんじゃないのでしょうか。

今まで停電はだいたい1時間未満っていうのが常識の対策だったんですけど、それ以上の場合って何か対策されてるんですかね。

事 務 局 ご指摘のとおり、電気というのはライフラインのなかで一番早く復旧するという認識を持っているところでございます。

重要な施設につきましては、自家発電装置を置いていますので、1時間程度止まったという例も、すぐに断水という形にはなりませんけれども、自家発電装置自体が非常に高額なものにもなりますし、当然使わないで済むものであればそれでいいんですけども、使用頻度云々等を考えるなか、整備してきたところでございます。

北海道地震では断水時間が長く、こないだの台風についても比較的城陽市は早く復旧していただきましたけれども、やはり長いところもございました。

ただ、おっしゃるとおり、今回のビジョンのなかにはそこまで盛り込まれていないところも事実でございます。

委 員 今、城陽市としては、もし停電になった場合は、どれぐらいまで持ちこたえるのでしょうか。

審議内容

事務局 浄水場の発電機で半日ぐらいです。

ただ、すべての施設にあるわけではございませんので。たとえば長谷山のほうにポンプ所があるんですけども、そういうところは数軒規模のところなので、発電機はありません。

その分、配水池がありますんで、配水池からのたまった水が半日程度は、そこについては3日ぐらいもつような使用量の関係なので、そういう配水池等でカバーできる部分もございます。

ただ、直圧で送っている、たとえば、ここから南のほうに送っている区域は、この発電機をもって送ることができます。

電気をもってポンプで送っているんで、止まることにはなりますけれども、切り替えによって配水池のほうから下ろして給水するという操作もできますので、ただちにとということはありません。

会長 この問題は、なかなか水道だけでは難しく、たぶん、関西電力の対応というのが一番大きいものになると思うんですね。

やはり、もっと大きな根本的な問題かと、空中、電線っていうか、それよりも地下に入れていくようなことをやっていかないと、なかなかこれは解決にならないんじゃないかなと思うんですね。

台風21号のときでも、豊中とか、大阪の南部でかなり長い間停電したりとかありましたが、これはすぐに対応ってというのが、今のところは難しいかなということですね。

委員 意識さえしていただければいいのかなというところですよ。

今、高層マンションについて、マンションは結構加圧ポンプの無停電化っていうのが管理組合なんかで検討されてますんで、そういう時期にかかってきたのかなと。

事務局 おっしゃるとおり、マンションなり、水質の問題とかありまして、以前でしたら高架水槽で一定の時間カバーできると…、かなり小さいものですから、そんなに時間もたないとは思いますが、カバーされてきたところがございます。

審議内容

ただ、水質の問題等によりまして、最近は、増圧ポンプで直接加圧給水するという方法が取られていますので、そうなれば、停電すればそのマンションは
一帯断水になることとなります。

マンションで自家発電を置いておられるところは、まずないと思います。

病院とかそういう施設でしたらあるとは思いますが、そういうところで、やはりご迷惑かかってくるころはあると思います。

また、関西電力さんのほうも、復旧のほうにつきましては、広範囲になれば、やはり公共施設を優先的に直してくれるのではないかなと思っています。そうなれば、個々のマンションとかいうところは遅れていくかなというところもござ
います。

委員 僕の私見では2日ないし3日間ぐらい持ちこたえられれば、もうそれでいい
のかなという気持ちもあります。

といいますのは、たとえば非常災害グッズもそうですけれども、たとえば菓子パン、水、トイレの簡易、それも一般的に言われているのは、3日間ぐらいは
持ちこたえる分だけは、いつも家のなかに保管すると。

なんかあったら持っていけるっていうようなことを言うてますので、3日間
ぐらひは持ちこたえられれば、3日以上になれば、それこそ大災害ですから、
そんなこと言っとられないような状況ですので、当然限界もありますので、や
っぱり3日間ぐらひは持ちこたえるような自衛の防御をやっておれば、それで
もう十分かなと、私個人的には思います。

阪神淡路大震災のときに、一番早く復旧したのがやっぱり電気で、ガスはか
なり遅れましたけれども、結局は、架空線か地中線かの違いですね。

架空線は、いわゆる電柱に電線に乗っているというのは目に見えますから、
ここがだめだとすぐにわかりますから、復旧が早い。

地下に潜っているやつは、掘らなあかんから原因がわからないっていう、そ
ういう差もありますんでね。

一概に地中が安全かっていうのは、なかなかそこは難しいですね。

これは今後、国レベルで検討されると思いますけれども、結論的には、2日

審議内容

ないし3日間ぐらいは、自力、自衛防衛ができるような CVCF とか自家発電装置とか設置されておれば、もう水道もそれで私は十分だというふうに考えを持っております。

会長 この新水道ビジョン本体の修正に関しましては、これが最後の機会となりますけれども、やはりここはというところが、今後ございましたら、この10月末を目途に事務局にご連絡いただければと思っております。

そういう形で対応させていただいてよろしいでしょうか。

その修正内容に関しましては、会長のほうにご一任をお願いしたいと思っております。再度会議での審議が必要であれば、次回の審議会での議題とさせていただきたいと思っておりますが、そういう対応でよろしいでしょうか。

一同 異議なし。

会長 では、そのようにさせていただきます。

次に、議題の②の財政検討部会からの報告についてです。

先日、太田部会長より財政検討部会の検討結果を、城陽市水道事業ビジョンを実効あるものとするために、として取りまとめたという報告をいただいております。このことから、審議経過も含めて財政検討部会から報告を受けたいと思います。太田部会長、よろしく願いいたします。

《太田部会長より「資料番号4 城陽市水道事業ビジョンを実効あるものとするために（報告）」に基づき説明》

《事務局より「資料番号4 城陽市水道事業ビジョンを実効あるものとするために（報告）」の付属資料について説明》

会長 どうもありがとうございました。

財政検討部会の委員の皆さま、本当にご苦労さまでございます。

このような部会の報告書をまとめていただきまして、本当にありがとうございます。

それでは今のご説明に関しまして、何かご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

委員 全体のところの受益者の負担で、ということは理解できます。

審議内容

少量利用者の基本料金を割り引いているものを、一般会計側で、っていうのは、検討できる話なんですか。

一般会計っていうのは、城陽市の予算ですよ。

水道事業の予算を城陽市に付け替えるということを書けるのかなど。

事務局 基本料金減免制度について説明させていただきます。

基本料金減免制度につきましては、寡婦、生活保護費の受給者、高齢者のひとり暮らしの方を対象といたしまして、前年度所得145万円以下というのが条件で、1期当たり500円を減免しているところでございます。

制度的には福祉的な側面が多いものでございますから、本来であれば一般会計のほうから、この500円分を負担していただいて、それで水道料金を減免するというふうな形が非常に好ましいところではあるんですけども、過去の経過から水道事業が負担しているというような状況でございます。

水道事業につきましては受益者負担が原則でございますので、本来あるべき姿に戻していきたいと我々は考えているところでございます。

今回、部会からの報告というふうな形で、ご意見をいただきましたので、こういったご意見につきましては最終答申のなかにも反映していただいて、今後、一般会計と水道事業会計のなかでこの負担のあり方について協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

委員 わかりました。ひょっとして、城陽市側で門前払いになるんじゃないかなどいうことをちょっと考えましたもので。協議されるなら結構だと思います。

会長 ほか、いかがでしょうか。

委員 財政検討部会の皆さま、3回にわたる検討ご苦労さまでした、ということを前段に申し上げておきたいと思えます。

1点ですけど、基本料金の減免制度について、私は賛同いたします。

受益者負担というのは、これはもう大原則でありまして、たとえば生活保護を受けていらっしゃる方がスーパーへ買い物に行って、大根100円を30円で買えるかって、そんなことはありません。

100円は100円で買わなければならない。ただ別枠から補助ができると

審議内容

いうことであって、やはりこれは、本来、減免制度の対象の方というのは、水道料金本体を下げるのではなくて、一般会計からきちっと援助するという、これは、私はもう大原則であると思いますんで、これはもうぜひともやっていただいたらいいのかなというふうに、まあ個人的には思いました。

それと、これ受益者負担ですけれども、総括原価方式で単価というのは設定されているんですよ。

総括原価方式というのは、資産を維持する費用も入っての総括原価方式なんですけれども、まあ通常は3%といわれてますけれども、この最初に非常災害時のときの復旧とか、老朽化の設備に伴うメンテとか、こういったものは、今、あらためて金額を確保しなくても常日ごろから、まあ引当金というような形かもしれないけど、退職金もそんな形でこう、まあ貯蓄というか、蓄えられているのではないかと思います。

その蓄えているのがこれだけあって、なおかつこれだけ足りないという、そういうちょっと、資料があればよくわかるのかなというふうに思いました。

それと、最終ページで、少量利用者の負担額増。いわゆる基本料金の部分を上げれば当然少額利用者というのは、改定率が高くなる、これは当然のことですけれども、電気、ガス、水道というのはそういったことを極力抑えるために、ナショナル・ミニマム制度というのを使ってるんですよ。

いわゆる、国民生活環境最低水準。要は従量制の部分を、少し単価にめりほりをつけるという。

水道というのは、まあ限りある資源でもありますので、やっぱり節水をするという意識も大事。高い水道料金だな、何か無駄で使っているのでは、というような、そういう節水をするという意識も向上させるために、たとえばよくあるのは、3段階制料金制度。

ナショナル・ミニマムの典型的なプランですけれども、第1段階目は比較的安い、いわゆるそういう、まあ福祉家庭とか独居老人の方とか、そういう方については比較的安い料金単価を適用する。

2段目は平均的な単価、3段目は非常に割高な単価と。そういうナショナル・

審議内容

ミニマムという制度が比較的こう浸透していますけれども、水道料金についてもそういったことを検討して、できるだけ少量の利用者の方に対しては、値上がったという意識が、できるだけ軽く済むような、そういう料金制度、抜本的な料金制度を一度、この場に及んでもう手遅れかもしれませんが、そういったナショナル・ミニマムの制度っていうのを、一度考えられたらいいのかなというように思います。

委員 検討部会でまとめた立場から、検討部会としての考え方ということで、ちょっとご説明したいと思います。

ご意見のあった原価、総括原価のなかに、いわゆる水道事業体、水道界でいわれています資産維持費で3%とかいう考え方がありますが、そういう説明をしていくと、その3%がどうなのかという、非常に複雑な話になりますので、要するにその資産維持費というのも、結果的には利益を生み出して、その内部で留保した金を投資に充てていくような仕組みなんですね。

今回この10億円とかいう説明は、その留保する金額がどれくらい必要かっていうことから説明をさせていただいてまして、結果、この分を利益として生み出して内部留保して、それに充てていくっていうような考えです。

これが結果的に資産維持費としてその料金原価に入れて、料金改定の体系にしていくというようなもので、資産維持費で説明してしまいますとなかなか市民の方に理解しづらいかなということで、このような説明をしていただいたところでもあります。

今の水道事業会計で、任意で積立金とかというのはなく、結果的に利益を積み立てていく仕組みですので、一般的には収益と原価とは相対でほぼイコールになるような仕組みです。

利益として生み出すためには、なんらかの仕組みで利益を留保する必要があり、今回は、現世代にも負担をしていただくために提案をさせていただいたところです。

それから3点目の少量使用者ですね。

値上げ率としては非常に三十何%となっておりますけれども、給水原価とい

審議内容

うのは1立米当たり159円で、おおよそ160円かかっているというこの大前提でいいますと、たとえば水道料金は、基本料金と従量料金に分かれていますので、一概に言えないところもありますが、原価割れした形で少量使用者の方は使っていただいている仕組みをずっと継続されています。

また、75ミリの立米のところなんかは、計算していただくとわかると思うんですけど、400円ぐらい払っていただいている。

大量使用者については負担の大きい仕組みになっていますので、そういう考え方を踏襲しつつも、少し値上げ率としては上がりますけれども、それでも1立米当たり150円ぐらいになりますので、原価割れした値段で使っていただくということですので、そのへんをしっかりと説明をしていただいたらいいのではないかとというのが部会としての考え方でございます。

委員 経常的支出として1年間で10億、災害復旧で4億、この金額の数字というのは、やっぱり蓄えというのは、ゼロということでの金額なんですかね。

この復旧や、設備をリニューアルしていくとか、メンテしていくとか、当然、災害が起こったときの復旧費としての金額、お金を、それを今、財務体質がちよっとここには提示されてませんからなんとも言えませんが、この10億とか4億っていうのは、そういう蓄えはゼロとして、今後これだけ必要という、そういう意味なんですかね。

事務局 財務状況につきましては、たとえば貸借対照表とかを参考に見ていただければよかったのかもしれないんですけども、資料で申しますと8ページをご覧くださいませでしょうか。

8ページの図表9でございます。こちら、正味運転資金ということで書いてありますけれども、おおむねこちらが現金、今の水道事業で持っている現金の推移と考えていただきたい。

平成29年度の数値が最新の決算数値という形になってきますけれども、約13億円でございます。当然上積みしないと14億にはならないんですけども、おおむねこの額から約14億に持っていくための水準、今後の投資・維持管理等々すべてやった上で、同程度から少し上積みをする程度の水準が、約2

審議内容

3%の改定が必要だということでございます。

委員 毎年10億、毎年4億がいるという感じなんですかね。

事務局 内部で約14億円持っておかないと、というところですので、たとえば災害のための4億円という数字ございますけど、これ当然、災害が起きなければ、蓄えてるだけという形にはなってしまふんです。

ただ水道事業に関しましては、仮に災害が起こった場合、当然最終的には国庫の補助であるとかそういったものが発行されるといたしましても、起こった直後に即工事しないといけない、業者を用立てないといけない、このお金というのは、当然まずは自分の財布からという形になってしまいますので、一定の蓄えが絶対必要な事業だということ、余剰というわけではないんですけど必要な余剰という意味で4億円でございます。

こちらにつきましては、詳しい資料を用意しておりませんが、直近、熊本地震での災害の状況、管路の被害状況等々から城陽市の被害想定に当てはめて計算し設定しているものです。

委員 基本料金と従量性料金の割合ですけれども、私が提案させていただいたナショナル・ミニマム制度、これについて一度検討していただいたらぜひいいのかなと思います。

最後にもう1点だけ、これ言いますけれども、給水収益の減少というのは、なんで減ったのかといたら、要は人口の減少と節水だということもありました。素人的にはたとえば、100人使っていたときの水道の設備、今はその半分の50人しか使ってないよ。

当然収入は減ります。それが人口の減少であり、節水という人間の意識も高まり、また節水するという機械も開発されてどんどん減っていく。となったときに、100人が使っていたときの水道の設備と50人減ったときの水道の設備と同じですかと。

たとえば遊休設備があったら撤去する。そういう人口に合った、状況に合った設備を今後作っていくとすれば、投資もいくぶんかは下がっていくということと違うのかなというのも、10の家族を養うのと5人の家族を養うのと当然

審議内容

エンゲル係数も変わってくるのと一緒に、そういったことがここちょっと含まれてないので、そのへんもいかなものなのかなという、非常に疑問をちょっと感じる点、ナショナル・ミニマムと、今の設備のことと、またもう一度ご検討していただければ非常にありがたいなというふうに思いました。

会長 今のご意見は再度検討せよというようなご意見なんですが、ナショナル・ミニマムについて、どうでしょうか。

委員 ナショナル・ミニマムというお考えというのは、いいのか悪いのかというのは判断が非常に難しいところはあると思います。

何がっていうと、恐らく、たとえば今、2か月でたとえば、1か月10tぐらいの水を基本料金、基本水量とされているんですけども、じゃあそこまでを本当にただみたいなものであげるのがナショナル・ミニマムなのかっていうところが非常に難しい。

そのときに本当にその一軒一軒が、たとえば2人で住んでいるところ、3人で住んでいるところ、単身で住んでいるところっていうのはわからない。

そのときにどれだけ水を使うかっていうのは非常に少なく使われているところに、そこは平等なのかっていうお話と、もう1つは非常に水を使わなくても、いわゆる、先ほど年収145万円以下とかいうところに減免制度があるということだったんですが、水を使わなくても十分な収入があるところと収入が低いところがあると。

じゃあそれが本当に平等なのかということ非常に難しいというふうに、負担いただけたところにはやはり負担いただくというのが原則だと思いますので、ちょっとそこはもう少し議論を慎重にしなければいけないようなところかなというふうに思っております。

それともう1点、施設のお話ですけども、やはり今のところでいうと、このビジョンの算定期間の恐らく10年、おおむね10年間のあいだにやはり常に14億円ぐらいは内部留保として、運転資金として持っておきたいねというようなところがございます。

もちろん施設のダウンサイジングっていうのはこれからどんどん、本当にも

審議内容

っと減ってきた場合には施設を統廃合するとか、管路をもう少し小さくするとか、そういったものっていうのは必要になってくるかと思えますけれども、今のその経営の10年間と施設のプランとしての30年、40年というところは少し分けて考えないといけないというふうに考えています。

もちろん、ビジョンのなかでももう少しそういった需要の変動に対応した経営プランを考えていくというような文言が、もしかしたらどこかに一言二言必要になってくるかもしれませんけれども、少しそういう、施設のライフスパンとか、そういったものと10年間のちゃんと運転していくっていうところを少し分けながら考えればいいのかなどというふうに考えました。

会長 料金体系の再検討ってということについて、各委員、ご意見をお伺いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

委員 確かに検討していてもいいのかなって思うんですけど、この時点でその料金体系だけの再検討を挙げるのかと思うと、私からするとそれはちょっと違うんじゃないかなと思います。

どうせやるのであれば水道事業のあり方そのもの、各自治体で水道事業が運営されているということからして本来再検討の議題になるんで、この場の議論にはそぐわないというのが私の意見です。

委員 中期計画、長期計画立てるときに水事業の動向と今現在の持つてる施設能力との比較で、下がっていく能力が高い、要するに休止してる施設、この予備力とか称して一定確保する必要があるんですけども、それが乖離が大きすぎると、たとえば半分しか使ってないとかなくなってくるとちょっと過剰じゃないかっていう、当然そういう兼合いは出てくると思うんです。

今回城陽市さんがこの10年間で検討された期間でいうその水需要とその能力からすると、過剰とまではいけない、予備力程度の範囲のなかにあるんじゃないかというのが一番最初の認識であると思うんですね。

それはどれぐらい必要かっていうのは、いろいろ考えがありましていろんな意見があると思うんですけど、やはり一定、今回みたいな震災、地震とかなんかあったときに施設が破綻したときに、余裕がなければすぐ断水になる。

審議内容

とってその施設をいくつか持っていると、たとえば被災したときに使えるものがあればそれを使ったりとかという、今またそっちの側面が出てきているんですね。

京都市の場合、昔4つの浄水場があったんですけど、多すぎて過剰じゃないかということで1つ浄水場を閉鎖したんですね。

施設の使用率が、飛躍的に高まって非常に効率的に運営してるとって、10年前はそれで非常に評価されたんですけど、今これだけ地震等が問題になってくると、3つの浄水がだめに、1つもしアウトになったときにまかなえるのかっていう、逆にそういう指摘をする声が出てきて、果たしてその施設能力を見直すにあたってはどういうふうにするかっていうのは非常に慎重な議論が必要だと思います。

ですから、そういうことは絶えず頭のなかに、実際の給水量と能力との乖離をしっかりと押さえておいて、特に浄水場の場合には非常にわかりやすいので、どの程度の能力ですんでどれくらいが必要かという議論はできるんですけど、道路の下に入ってる水道管、よくご心配あると思うんですけど、昔100入れてて100の水が流れてた。それがたとえば60しか流れなくなってくると、いったら管のなかに滞留時間が長くなっていてっていう問題が生じてきて、要するに、管を小さくすることも考える必要がある。

ただこれも入れ替えるために相当なお金がかかりますので、実際に耐震化だとかを開始したときに小さくしていくっていうことも1つの検討課題であると思うんですけど、小さくするためだけに道路を工事するっていうことは非常に無駄ことになりますので、その施設を要するに適正化を図るにあたっての工夫っていうのを、長期の視点ですけれども考えていただいたらなっていうふうには思いますし、当然事業者としては考えておくべきことだと思います。

会長 ほかはどうでしょうか。

料金体系の再検討ということについてちょっと私の意見を述べさせていただきますと、今の再検討で全く新しい料金体系に変えるということになってしまいますので、その検討をするということとはたぶんここ1、2回ぐらいでは

審議内容

なかなかできないと。

それと、そういうものに対するいろんな数値を推定、推定でやっていかなきゃいけないだろうと、今ちょっと思っております。

そういうものが周辺の、たとえば市町村のところでもそういうところをやっているところはないので、そうすると実際にこの将来の予測をしたとしても、その予測の精密度、正規な値が本当に出るのかどうか、時間ばかり費やして結局はそれが出るかどうかというのが、正直な話見通せないところがあるのではないかと、思っておるところです。

そういう面ではやはり現行の料金体系をやはり基準として、それでいかに企業債とかそういうものを変えていくべきではないのかと考えます。

今年は特にそうですけれども地震とか豪雨とかあるいは非常に大きな台風といった自然災害が頻発していますが、私の専門でもありますけれども、たぶんああいうのが特異なものではなくて頻繁に起こるであろうと。2038年からそれぐらいには南海トラフ地震が目に見えてくるということですから、それに対する耐震という、あるいは地震に対する備えっていうのは、必須のものだと、政府の中央防災会議においてもそういうことは言われております。

ということになると、やはり自然災害に対する対応というのは無視できないという。これはもういろんなところ、地方自治体に限らず、さまざまところ、企業においてもそういうことを対応しつつあるっていうのが現実かと思っております。

そういう面で考えると、やはりこういうものも必要になってくるのではないかと。その額については、これはまあひとつ議論になるところだと思うんですけど、やはりそういうものは部会で十分検討していただいたんじゃないかなと思っております。

再検討ということが提議されましたけれども、やはりちょっとなかなか苦しい面が、しんどい面があるんじゃないかなというのが、個人的な意見でございます。会長としての意見ではなくて個人的な意見でございますけれども、そういうことでいかがでしょうか。

審議内容

委員 ライフライン、電気・ガス・水道っていうのは少量、利用者の方に対してきちっと、こう救っていくという、そういうやっぱり人間が生存する以上、大事な水ですから、それを汗をかかずして、時間がないからこれでっていうのは、私はもうそれは言語道断だといつも思ってるんです。

本当に、いろんな角度からいろんな料金体系とかなんとかできないかという検討した結果、何も出なかったな、私はそれでも、無形の効果ではないですけども、結局効果が私あったと思うんですね。

そういうことでいうならば、本当に大根 1 本の金額を決めるわけではないので、一旦決めたらずっと今後もなっていくわけですから、やっぱりその時間をかけて、汗をかいてやっていく必要、それと私 1 点思うのは、他の市町村がないからというのは、それは本当にことなかれ主義じゃないですけど、じゃあ自分のところやればいいんじゃないか、そういうことじゃなくして本当に、これ水ですからね、水道ですから、大事な、大事な料金を決めるという、もう生活に関わることですからね。

おじいちゃんおばあちゃんが生活されている方々も料金もう上がるわけですから、きちっと議会等でも恐らく議論されていると思います。

あらゆる角度から検討した結果これになったんですよっていうそのプロセスがきちっと示されるように私はやっていく。

ナショナル・ミニマムっていうのは水道ではないかもしれませんが、他の公共料金では、これがどんどん今、導入されてるわけですよ。というところから考えれば先ほどおっしゃっていたとおり、推定、推定、推定の数字なんで、雲をつかむような話かもしれないけれども、それでも検討して、結果できなくても汗かいたらその分何かいいものが出るんじゃないかな、というのが私の考えです。

この場に及んでそんな会長さんのご判断でもらったらいいと思いますけれども、私は個人的にはそのように常々感じています。それだけ申し上げておきたいと思います。

会長 どうもありがとうございます。

審議内容

非常に貴重なご意見なのですが、ただ限られた期間でこれを検討せよということは難しいということは、現実だと思うんですね。

今のご意見を事務局のほうも踏まえた上で、将来的に常にそういうことを意識して検討あるいは課題を考えていっていただきたいなというところでいかがですかね。

そういう形でやらせていただきます。よろしいですか。

ほか何か意見ございますでしょうか。

いろいろとご意見もございましたけれども、これで部会での審議は終了させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

太田部会長、清水副部会長を初め部会の委員の皆さま方、本当にありがとうございました。どうもご苦労さまでございました。

部会からの報告内容につきましては答申の作成の際の資料とさせていただきます。

最後に今後のスケジュールでございます。事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 それでは今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。

《事務局より「資料番号5今後のスケジュール」に基づき説明》

会長 続きまして、その他でございます。

先ほど事務局からもございましたように第5回の審議会の日程調整をしていただいておりますけれども、台風等の関係で非常にタイトなスケジュールとなっているところでございます。

第5回の審議会はその答申案についてが主な審議事項で、最終の会議と考えているところでございますので、委員の皆さんにはご参加ぜひともいただきたいと思っております。

複数の日程をお示しできればよいのですが、先月事務局から審議会の日程調整をさせていただいた日を拝見いたしますと、11月15日の木曜日15時30分からが多数の委員の皆さんの日程が合うようでございます。

やむを得ずこの日どうしても欠席となる委員につきましては事前に事務局

審議内容

から資料をお渡しし、ご意見を伺い、会議においてお伝えしたいと思います。
この日でいかがでしょうか。

特に意見ございませんでしょうか。

では、次回は11月15日の15時30分からということにさせていただきます。

その他委員の皆さま方から何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日の案件は以上でございます。

長時間にわたり大変また貴重なご意見をいただき本当にありがとうございます。
ました。

進行については、事務局にお返しいたします。

事務局 楠見会長ありがとうございました。

事務局より委員の皆さまにご連絡のほういたします。

第4回の審議会是非公開の会議としているところでございます。

従いまして本日の審議内容や配布しております資料につきましては、答申までの間は非開示の扱いとなりますので取り扱いにつきましては十分ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして第4回城陽市下水道事業経営審議会を散会いたします。

委員の皆さまどうもありがとうございました。